

文永二年『八月十五夜歌合』に関する基礎的考察

吉井 佐 織

はじめに

後嵯峨院時代には、『統後撰和歌集』、『統古今和歌集』の二つの勅撰集が撰集されたが、後者が撰集された年(文永二年)に集中的に催された様々な公的和歌行事の一つに、『八月十五夜歌合』がある。

井上宗雄氏をはじめ諸氏によって当該歌合の概要は述べられているが、題の構成や、出詠歌、判詞等の細かな分析等については、まだそれ程行われていないように思われる。

尾道大学中世文藝研究会では、平成二十二年十二月に藤原為家が初めて判者を勤めたと目される寛元元(一二四三)年『河合社歌合』の注釈成果を公刊し¹⁾、あらたに当該歌合の注釈を進めている。本稿では、最初の

「未出月」題の注釈を通して得られた知見も交えて、当該歌合に関する基本的な事項を今一度確認しておきたい。

一 文永二年における当該歌合の位置

井上氏は、「(文永二年の・稿者注)すべての和歌的催しは、十二月に完成する統古今集に向って放たれた」もので、その中で当該歌合は「最上級の歌人をよりすぐった絢爛たる晴儀歌合」であったと位置づけておられる²⁾。また、その顔ぶれを見渡された上で以下のような指摘もされている。

八月十五夜歌合は、前関白良実・関白実経・前太政大臣公相・右大臣基平らが加わり、晴の歌合であるこ

とが知られる。賢阿や行実は入っていない。また基家・寂西ら著名歌人、専門家として将来立つべき隆博もあり、晴の会として力の込められていたことが窺われる。また良教・法印実伊・土御門院小宰相・院中納言(親子)・帥は建長八年百首歌合の作者であり、高定は真観の子であり、真観側の勢力の強かったことが知られるのである。

確かに、顔ぶれをみても、「晴の会」としての性格が看取されるし、また単純に出詠歌人数をみても、『白河殿七百首』—二十一名、『文永二年七月歌合』—十三名、当該歌合—三十二名、『龜山殿五首歌合』—二十名と、人数だけなら、『井蛙抄』が「文永龜山殿五首歌合、近比嚴重公宴なりき」と記し、また『増鏡』が「嚴重公宴」として特筆する『龜山殿五首歌合』をも上回っているのである。

では、当該年末に奏覧された『続古今和歌集』との関わりはどうか。ここで当該歌合出詠歌の他書所伝について、少々煩雑となるがその全てを掲出しておこう。

〔文永二年八月十五夜』歌合』他書所伝二覽〕
〔未出月〕

○一番

〈左歌〉

『続古今和歌集』秋歌上・三三三・「文永二年八月十五夜

の歌合に、未出月』・太上天皇
おほざらのくもものこさずふきなしてかぜもつきまつけ
しきなるかな

『題林愚抄』秋部三・未出月・四〇一二・「続古』・太上天皇

おほ空の雲も残らず吹きなして風も月待つつけしきなるかな

〈右歌〉

『為家集』秋・六一六・「未出月同二年八月十五夜仙洞五首歌合』

白妙に光ぞ匂ふかねてより月をまつちの山のはの雲

『拾遺風体和歌集』秋歌・一一四・「未出月』・為家卿

白たへにひかりぞにほふかねてより月をまつちの山のはの雲

○二番

〈右歌〉

『人家和歌集』式乾門院御匣廿一首・三五七・「文永二年八月十五夜五首歌合に、未出月』

まつ程の空に心をつくせとや猶いでやらぬ秋のよの月

『続拾遺和歌集』秋歌上・二七九・「文永二年八月十五夜歌合に、未出月』・式乾門院御匣

待つほどの空に心をつくせとや猶いでやらぬ秋のよの月
『題林愚抄』秋部三・未出月・四〇一三・「続拾』・式乾

門院御匣

待つほどの空に心をつくせとや猶出でやらぬ秋のよの月

○七番

〈右歌〉

『続千載和歌集』秋歌上・四三七・「文永二年八月十五夜
五首歌合に、未出月と云ふことを」・権中納言公雄

里人のをしむころはしらねども山のあなたの月ぞまた
るる

『題林愚抄』秋部三・未出月・四〇一四・「続千」・権中
納言公雄

里人のをしむ心はしらねども山のあなたの月ぞまたるる

○十三番

〈右歌〉

『人家和歌集』鷹司院帥卅五首・四二九・「文永二年八月
十五夜歌合に、未出月」

如何にして誰ゆゑならぬながめとも山のあなたの月にし
られん

○三十一番

〈左歌〉

『新拾遺和歌集』秋歌上・三九九・「題しらず」・普光
園入道前関白左大臣

出づるより光ぞしるき秋の月くもらぬ御代の行末の空

○三十二番

〈右歌〉

『為家集』秋・六二〇・「初昇月文永二」

いづるより月にぞしるき三笠山光さしそふ秋のなかばは
〔停午月〕

○三十三番

〈右歌〉

『為家集』秋・六二二・「停午月」
すみのぼる空にはかげもかたふかで秋の最中の月ぞ久し
き

○四十五番

〈右歌〉

『続古今和歌集』秋歌上・三九九・「文永二年八月十五夜
の歌合に、停午月」・鷹司院帥

みづのおもにかぞへし秋のつきみればそらにもいまぞな
かばなりける

『題林愚抄』秋部三・停午月・四〇二〇・「続古」・鷹司
院帥

水の面にかぞへし秋の月みれば空にも今ぞなかばなりけ
り

○四十六番

〈左歌〉

『新拾遺和歌集』秋歌上・二九〇・「文永二年八月十五夜
歌合に、停午月」・従二位行家

いまこそはいた井の水の水のそこまでものこるくまなく月は
すみけれ

『題林愚抄』秋部三・停午月・四〇二一・「統拾」・従
三位行家

今こそは板ゐの水のそこまでも残るくまなく月はすみけ
れ

〔漸傾月〕

○五十三番

〈左歌〉

『続古今和歌集』秋歌上・四三一・「文永二年八月十五
夜歌合に、漸傾月を」・参議資平

わきてなほふけゆくかげのさやけきはにしこそ秋とつき
やすむらん

○五十四番

〈左歌〉

『和漢兼作集』秋歌下・八〇九・「漸傾月」・前権中納言
藤原高定

いつのまにふけぬるかげぞはるる夜の月は行くとも見え
ぬものから

○六十三番

〈右歌〉

『続古今和歌集』秋歌上・四三〇・「文永二年八月十五夜
歌合に、漸傾月を」・前太政大臣

ながきよはいつの人まにふけぬらんめかれぬ月ぞにしに
なりゆく

『題林愚抄』秋部三・漸傾月・四〇二五・「統古」・前太
政大臣

ながきよはいつの人まに更けぬらんめかれぬ月ぞにしに
成行く

○六十四番

〈右歌〉

『為家集』秋・六二五・「漸傾月同二」

露をおもみもとく立行く萩がえのおなじかげにもやどる
月かな

〔欲入月〕

○六十五番

〈左歌〉

『続古今和歌集』秋歌上・四三二・「欲入月」・太上天皇
ありあけのそらにぞにたるやまのはにいりかかりぬるつ
きのおもかげ

全一六〇首中、勅撰集には九首入集している(約56%)。

内訳を見ると、『続古今和歌集』(藤原為家、真観、藤原
行家、藤原家良、藤原基家撰)五首、『続拾遺和歌集』(二
条為氏撰)二首、『新拾遺和歌集』(二条為世撰)一首、『統
千載和歌集』(二条為明撰)一首、と、直近の勅撰集で
ある『続古今和歌集』だけでなく、その後の勅撰集の撰

集資料にもなったことが分かる。また、『続古今和歌集』、『続拾遺和歌集』は当該歌合出詠者が撰者であるほか、『続拾遺和歌集』以下に入集した勅撰集はいずれも二条派歌人が撰者を勤めており、京極派歌人が撰じた『玉葉和歌集』、『風雅和歌集』には当該歌合からの入集がみえないのは注意される。

次に入集歌人に注目すると、『続古今和歌集』—後嵯峨院（二首）、鷹司院帥、資平、公相、『続拾遺和歌集』—式乾門院御匣、行家、『続千載和歌集』—公雄、『新拾遺和歌集』—良実、となっており、いずれの勅撰集でも概ね派閥等の偏りは見受けられなかった。一方で御子左派歌人の入集がみえなかったことにも留意しておきたい。

その他、勅撰集以外では『人家和歌集』には二首が、『和漢兼作集』には一首が入集している。この内前者は、『続古今和歌集』の追加撰者の一人、九条行家が撰んでいる。入集しているのは鷹司院帥と式乾門院御匣の詠で、式乾門院御匣の詠は『続拾遺和歌集』にも入集している。また、『和漢兼作集』には高定の詠が入集している。

さらに後の時代では冷泉為相が撰んだ『拾遺風体和歌集』に一首入集している。『拾遺風体和歌集』は、『為相関係者と庶幾する歌風を考慮して』（『和歌大辞典』）おり、当該歌合から入集しているのも為家の詠である。

二 歌題の構成

次に歌題をみておこう。当該歌合は「未出月」「初昇月」「停午月」「漸傾月」「欲入月」の五題で全て月に関連した設題となっている。単に「月」が歌題に含まれているだけのものは除き、「月」を中心に設題した歌合をみると、

- ・天喜五年九月『六条齋院歌合』「九月十三夜」
- ・大治五年九月「三日」『殿上藏人歌合』「禁中月」「野経月」「海上月」「寄月祝」「寄月恋」
- ・承安三年『三井寺山家歌合』「春月」「夏月」「秋月」「冬月」「初恋」
- ・建治二年八月十五夜『撰歌合』「月多秋友」「月前松風」「月下擣衣」「海辺秋月」「湖上月明」「古寺残月」「深山暁月」「野月露涼」「田家見月」「河月似水」
- ・貞永元年八月十五夜『名所月歌合』「名所月」
- ・建治元年九月「三日夜」『撰政家月十首歌合』「十三夜晴」「松月出山」「月照籬菊」「庭月間虫」「旅雁叫月」「月下擣衣」「寄月忍恋」「寄月忘恋」「月前感恩」「月前祝言」
- ・永仁五年八月十五夜『歌合』「寄月秋」「寄月恋」「寄月雑」

等、枚挙に遑がない。「月」を中心に歌題を構成する歌

合は基本的に「八月十五夜」「九月十三夜」に催されていることがあらためて確認できる。自明の事ながら催行された八月十五夜は最も月が美しい日と言われ、その日に「月」を歌題にしたというのはまさに当季に沿った設題といえる。

一方、これも既に自明のことだが、当該歌合の設題は、「未出月」「初昇月」「停午月」「漸傾月」「欲入月」と、月の出以前から月が入るまで、という月の運行に沿った設題となっている。

先行する歌合の設題を確認すると、「朝」「昼」「夜」のように一日の推移を歌題にした例や、「恋」に焦点を当てて恋の推移を念頭に置いた設題はみえるものの、当該歌合のように「月」のみに着目し、月の運行を歌題にした例は歌合にはみえなかった。しかし例えば『秋篠月清集』や『拾遺愚草』に以下のような詠がみえるのである（引用本文は「私家集大成」に拠る）。

『秋篠月清集』上・秋部・二一九二～二一九六
月歌五首よみけるに

未出月

やすらひにやまこえやらぬなか月の 月まちくらすそ
てのしらつゆ

初昇月

やまかけのみつにひかりもみちぬらむ みねをはな

る、秋のよの月

停午月

秋のよもふけぬるほとはのこりけり しはしいそくな
月のゆくすゑ

漸傾月

たちいてゝなかむるかたそかはりぬる ねぬよの月の
かせにまかせて

入後月

なをうきはくもらぬなのみのこるよの 月はとまらぬ
あか月のやま

『拾遺愚草』下・部類歌・秋、二二七五～二二七九

建久七年九月十三夜内大臣家、未出月

秋の空月はこよひとほらふ也 光さきたつ峯のまつか
せ

初昇月

さしのほるみかさの山の峯かえに 又たくひなくさや
かなる月

停午月

秋の月なかはの空のなかはにて 光のうへに光そひけ
り

漸傾月

物ごとに秋の哀はかすそひて 空行月の西そすくなく

入後月

月はさそ雪たにのこる比ならば それともみましみねの曙

これらは建久七(一一九六)年九月十三夜に藤原良経邸で催された歌会での詠である。当該歌合と比較すると最終題のみが「欲入月」(当該歌合)と「入後月」でやや異なっているものの、他の四題は全く同じものである。即断は出来ないが、当該歌合の設題は、この歌会に拠った可能性が少なからずある。

なお、これに関連して位藤邦生氏は、当該歌合六番や六十一番の判詞で、『秋篠月清集』に収められた歌との似通いが非難されていることや、一番歌「おほ空の雲をのこさすふきなして風も月まつけしきなる哉」(後嵯峨院)、「しろたへにひかりそにほふかねてより月をまつちの山のはの雲」(為家)の趣向が「秋の空月はこよひとつし」であるを指摘され、「本歌合の注釈にあたっては、定家歌、良経歌との関係に十分に注意を払う必要がある」と述べられている。⁴⁾

三 番の配列

当該歌合では【別表】に示したように、「未出月」は後嵯峨院・為家の組み(一番)から始まり具氏・隆博(十六

番)で終わると、次の「初昇月」では具氏・隆博(十七番)から始まり、後嵯峨院・為家(三十二番)の組みで終わる。以下、最終題までそれが繰り返されている。

類似した例に嘉応二年『住吉社歌合』が挙げられる。嘉応二年『住吉社歌合』は「社頭月」「旅宿時雨」「述懐」から成る歌合で、最終題「述懐」のみは当該歌合とも異なっているが、前半二題は当該歌合と同じく、「社頭月」での歌人の配列が「旅宿時雨」では逆の順序で並んでいる。

しかし当該歌のような番の配列に合致する例は、「国歌大観」「平安朝歌合大成」を見る限り確認されず、非常に特徴的な配列になっている。

四 出詠歌人

先述の通り、当該歌合には計三十二名が出詠している。出詠歌人は、当時の歌壇の状況を鑑みいくつかのグループに分けることが出来る。(【図】も参照)

【御子左家】融覚(為家)・為氏・為教

【反御子左派】真観(光俊)・鷹司院帥・中納言・高定・行家・隆博・基家

【中立派】寂西(信実)、承明門院小宰相、実伊

加えて権門歌人・院の側近らが約二十名と、かなり多

く出詠している。専門歌人の内訳を細かく見てみると、井上宗雄氏の指摘にもあつたように反御子左派の歌人が多く占めているのが分かる。なお、井上氏は、雅言を「真観行家に近かつたようだ」、具氏を「真観や基家の側に近かつたようである」と推測されており、積極的な作歌活動をしていない側近のうちにも反御子左派と近くしていた人物がいたことが分かる。反御子左派は文応元（一二六〇）年頃から宗尊親王の威勢を背景に真観、行家、家良、基家らが『続古今和歌集』追加撰者となつて、当該歌合の歌人構成からも反御子左派の勢いが増していたことが再確認される。

五 判詞執筆者について

さて、当該歌合は衆議判だが、判詞の執筆者については、例えば「和歌文学大辞典」には「執筆は誰であるか不明であるが、記し方や歌壇的地位からみて融覚ではないかと思われる」とみえ、近年では佐藤恒雄氏が為家を執筆者と認定されている。⁵⁾今回用いた写本のひとつ、宮城県図書館本にも「融覚詞ヲ書」とみえる。本節では判詞の記載内容や記述スタイルについて二、三例を摘出しながら確認し、融覚（為家）判詞執筆者説を今一度点検しておきたい。

〔難陳までの流れ〕

当該歌合は衆議だったため、歌が詠じられた後に難陳へと進む。この「詠吟から難陳」までの描写にも執筆者の特徴が表れている。一番の判詞を確認してみよう。

『文永二年八月十五夜歌合』未出月

一番 未出月 左勝 女房

おほ空の雲をのこさずふきなして風も月まつけしきなるかな

右 融覚

しろたへにひかりぞにほふかねてより月をまつちの山の雲

左右歌よみ申してのち両方共存知申すべきよし仰あり、⁶⁾右方申して云ふ、左歌題の心詞の趣神なり妙なり無難無咎之由申之、左方申して云ふ、雲無要歟、まことに万葉のふるきことばわづかにおもへるばかりにて更に見所侍らぬよし申して、尤以左為勝之由一同定申

傍線部①から、左右の歌が詠まれたあと主催者である後嵯峨院から左右共に思っていることは申すようにといった旨の発言があつたことが分かる。これは積極的な難陳を促そうとして発せられたものと思われ、このように主催者が両方に対して難陳を述べるよう促す発言をする例は、建保四年『内裏百番歌合』一番の「左右各講畢、

可申其難之由頻被仰」等に確認でき、当該歌合もこれらの先例に倣ったものだろう。

ここで比較したいのが当該歌合の翌月に催行され、同じく衆議判の『龜山殿五首歌合』一番の判詞である。『龜山殿歌合』は左方の歌人である真観と右方の歌人である為家の二人が判詞を執筆している。

『龜山殿五首歌合』河月

一番 河月 左持

右大臣

ゆく末のながれもとほく大井川水の秋とや月のすむらん

右

為氏卿

かげうつす君が千とせも大井川水の秋とや月のすむらん

左歌、講師読申之、任承曆例方人先可詠吟之由被

仰、仍発声詠之、次右歌、講師読申之、右方人詠吟

之後、各可申是非之由有御気色右方申、左歌下句同

右歌、又上之二句非珍、左方申、誠右歌同体也、勘

先規一番両首同品之時、優左為勝、右歌秀逸之時、

為持云云、右歌無指事歟、尤任先例可為左勝歟

右又申、かげうつすきみがちとせ、為祝言之上、初

句得河月之題、有便宜之詞なり、右勝非無例、争可

負哉

左方重難之、かげうつすは、為君之影非月之光、違

背題之本意歟、然而祝言猶難黙止之由、右方頻依支

申、猶被定持了

後鳥羽院御時歌合、俊成卿判云、おほかたは歌合の例として一番歌は左勝とし、右すこしつよき時、持とはするよし載之、右方令申請之趣、已背彼判

言歟

右方難定 左右講師読申畢、各詠吟之後、可申存知之由被仰下、

右方申、両首初第二句之外同歌歟、不可勝劣之由申

之、左方、一番左歌必可為勝

之由被仰下、右、君がちとせの大井がは、難定負歟、

左右共可為持之由定申

ここでも同じく、主催者である後嵯峨院が両方に難陳

を促している。とりわけ真観判を見るとそのいきさつが

よく分かる。まず真観判をもとに、難陳までの流れを確

認したい。

傍線部① 左歌が講師に詠まれた後、後嵯峨院の「承

曆例に拠つて先ず方人が詠吟するように」という発言が

あり、方人によって左歌が詠じられた。

傍線部② 次に右歌が講師によって詠まれ、右の方人

が詠吟した。

傍線部③ その後、後嵯峨院の「各々、歌の是非を申

すように」と難陳を促す発言があった。

次に融覚（為家）判の傍線部④に注目すると、先に引

用した当該歌合一番判詞と近似した記述がみえる。仮名

漢文の違いはあるものの、執筆された内容や用いられた

語句に大差は無く、内容的には「左右の歌が詠まれた後、両方が思う旨を述べるように（後嵯峨院の）仰せがあった」というものである。真観判と比較すると分かるように、左歌が詠まれるまでや右歌が詠まれるまでといった催行の逐一や、その合間の後嵯峨院の具体的な発言をつぶさに記録するのではなく、「左右」と催行の様子を一旦まとめに記録したり、後嵯峨院の発言をやや包括的に執筆している点も共通している。

〔先行例の指摘の仕方〕

また、先行例を指摘する際にも為家と思しき特徴が現れる。

『文永二年八月十五夜歌合』未出月

六番 左持

兵部卿藤原朝臣隆親

かねてより影やどれとやむすぶらん月まつよひの袖の白

露

右

権大納言藤原朝臣資季

久方の空にひかりはみえながらたかねの月ぞ猶またれける

右歌させるとがなくきこえ侍りしかども、左歌優なるよし申す人人侍りて為持、下旬ぞ、月まぢくらす

袖のしら露 おなじ題にちかき歌侍りける

傍線部は、近い時代に類似した和歌が存在していること

指摘したものである。具体的には「やすらひにやまこえやらぬなが月の月まぢくらすそでのしらつゆ」（『秋篠月清集』秋部・「月歌五首よみけるに／未出月」・一一九二）を指しているのだが、為家は該当する箇所と、先行する和歌が「近い時代のものである」という指摘に留まっており、誰の詠か、何に収められているか等の具体的な情報を明記しない。それと類似した記述が『龜山殿五首歌合』にみえる。

『龜山殿五首歌合』野鹿

十五番 左

中納言

秋ののをばなが本の露わけて思ひありとやさかもなくらん

右勝

行家卿

秋ののの草葉ならねば棹鹿のころはかれず妻やこふらん

左歌、下旬有同類歎之由、右方申之、右歌、本歌もめづらし、心詞優也、殊宜しとて勝にさだめらる

右方申、左歌かやうの事ちかくききたるさまに侍るにやとて右勝ち侍りき、其座にあたりて申しいださぬ事、後日に申して詮なく侍れど、衣笠内大臣、百首に、おもひそふとや鹿のなくらん、とよみて侍りけり

ここでも作者名の指摘と百首歌であることの指摘は見

えるが、やはり催行年や百首の名称は明らかにされず、和歌本文は該当する箇所のみを引用している。

例えば真観だと「新勅撰、光明峰寺入道前撰政、おきまよふしのの葉草の霜のうへによをへて月のさえわたるかな、左にもかかる下句侍りけり」（『龜山殿五首歌合』河月・五番）のように、入集歌集名や作者、和歌本文を具体的に挙げて細かく言及している。

〔「いま見給ふれば」というフレーズ〕

当該歌合は衆議判で行われている為、判詞は後日改めて執筆者によって執筆されている。執筆者は判詞を執筆しながら改めて当該歌合の各番いを回想し、勝負付けや判定内容を見直したと思われる。その為、催行当日行われた難陳や勝敗結果だけでなく、執筆者の見解が記された判が散見される。執筆者の見解が提示される皮切りに用いられるのが、「いま見給ふれば」等のフレーズである。当該歌合では、「未出月」題十五番と「欲入月」題六十八番にて「いま見給ふれば」が登場する。

『文永二年八月十五夜歌合』未出月

十五番 左持

左大弁源朝臣雅言

くるるまは山のあなたの月影も思ひやられてはるる空かな

右

左近衛権中将藤原朝臣忠継

山のはをかこちやせまし秋の夜の月のためなるへだてならねど

左させるとがなし、右、へだてならねど、勝つべきにあらずとて為持、いままたまふれば、くるるはるとぞ侍りける

このように、判詞を執筆した人物の意見が述べられる際にこのフレーズが用いられるのだが、「新編国歌大観」で検索すると、類似した形も含め以下のような例が挙がる。

《先行例》

・『建春門院北面歌合』（臨期違約恋・五番）

衆議、俊成が執筆「静にみ給ふれば」

・『水無瀬恋十五首歌合』（冬恋・十六番）

衆議、俊成が執筆「いましづかにみ給へれば」

・『千五百番歌合』（春・二百二番）

忠良「いま見侍れば」

《同時代》

・建長八年『百首歌合』（八百八十七番）

基家「よくよくしづかに見侍れば」

・『龜山殿五首歌合』（山紅葉・廿一番）

衆議、真観が執筆「しづかにおもふたまふれば」

《為家》

・宝治元年『院御歌合』（早春霞・十番）

「しづかに今み侍れば」

・建長三年『影供歌合』（初秋露・十二番）衆議

「いまみたまふれば」

・ 同 （朝草花・四十三番）

「いま見侍れば」

・ 同 （名所月・百二十二番）

「いま見給ふれば」

・ 同 （寄月恨恋・二百四番）

「今見侍れば」

あくまで「新編国歌大観」の検索結果ではあるが、「いま見給れば」は、（他の判者にも一〜二例程度は見えるが）とりわけ為家の判詞によく用いられている。

以上、当該歌合の判詞をつぶさにみてゆくと、催行当日の次第の記述の仕方や先行歌の指摘方法、さらに為家判にまみ見受けられるフレーズが当該歌合にも二例用いられている等、当該歌合の判詞執筆者が為家だとあらためて追認し得る表現上の特徴が見てとれるのである。

おわりに

ここまで『八月十五夜歌合』に関する基礎的事項を縷々確認した。今後も注釈作業を進め、和歌の表現や判詞をつぶさに見てゆくことで当該歌合の性格や特色について、さらに考究したい。

〔注〕

- (1) 『寛元元年『河合社歌合』注釈と研究』（『尾道大学日本文学論叢』別冊 平成22年12月）
- (2) 「尾道大学芸術文化学部紀要」11号（平成24年3月）に掲載予定。
- (3) 井上宗雄氏『鎌倉時代歌人伝の研究』（平成9年 風間書房）
- (4) 位藤邦生氏「文永二年八月十五夜歌合の読解―「未出月」題の判詞を中心にして―」（『福山人間文化学部紀要』平成24年3月）に掲載予定。
- (5) 佐藤恒雄氏『藤原為家全歌集』（平成14年 風間書房）
- (6) 宝治元年『院御歌合』の用例については、藤川功和氏「宝治元年『院御歌合』の藤原為家―十番判詞「しづかに今み侍れば」をめぐって―」（『古代中世国文学』平成17年5月）に指摘がみえる。なお、藤川氏は「しづかに」という表現を含んだ用例についてのみ検討を加えており、本稿で検討している当該歌合の用例等については触れられていない。

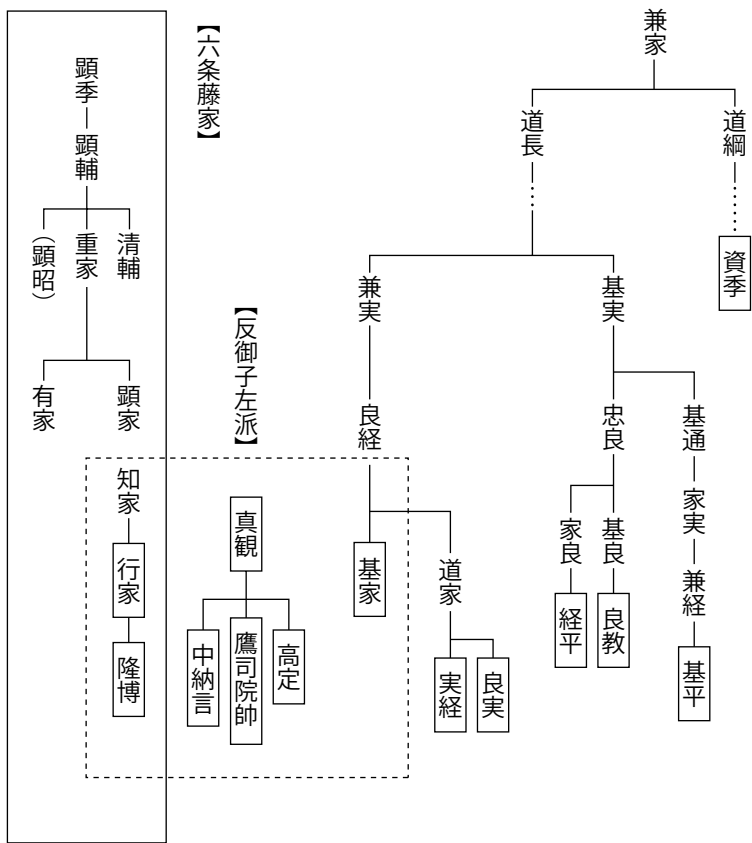
― よしい さおり 日本文学科三年生 ―

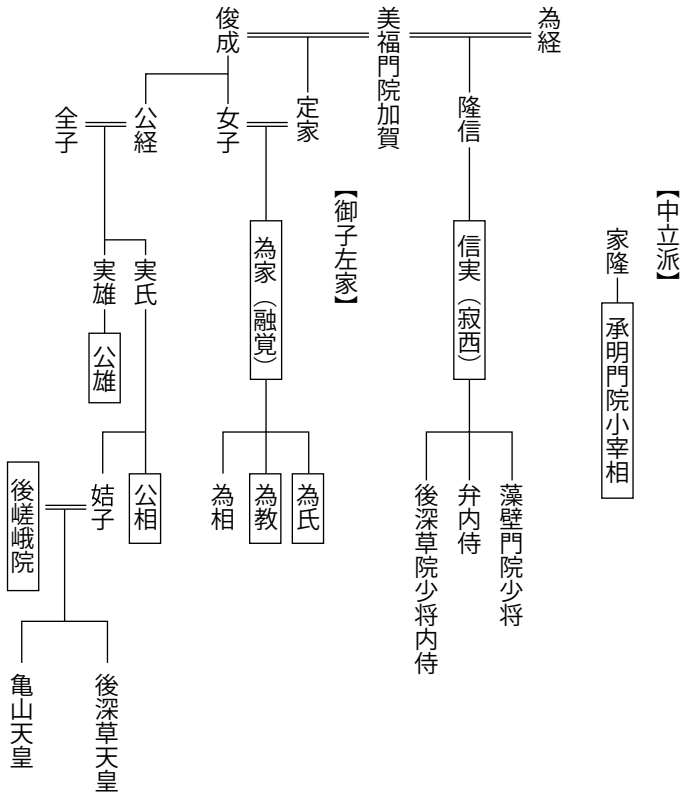
文永二年『八月十五夜歌合』に関する基礎的考察

【別表】

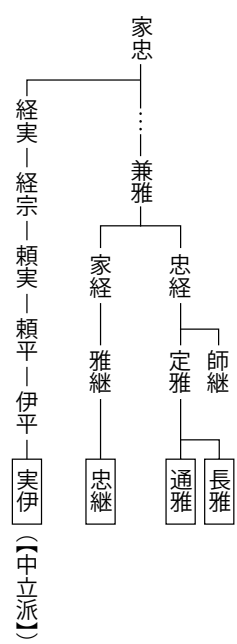
十六番 十五番 十四番 十三番 十二番 十一番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 四番 三番 二番 一番	具氏・隆博	後嵯峨院・融寛	四十八番	具氏・隆博	六十四番	後嵯峨院・融寛	八十番	具氏・隆博
	雅言・忠継	実経・公相	四十七番	雅言・忠継	六十三番	实経・公相	七十九番	雅言・忠継
	行家・真観	良実・式乾門院御匣	四十六番	行家・真観	六十二番	良実・式乾門院御匣	七十八番	行家・真観
	経平・鷹司院帥	基平・中納言	四十五番	経平・鷹司院帥	六十一番	基平・中納言	七十七番	経平・鷹司院帥
	資平・実伊	基家・承明門院小宰相	四十四番	资平・実伊	六十番	基家・承明門院小宰相	七十六番	资平・実伊
	高定・為教	隆親・資季	四十三番	高定・為教	五十九番	隆親・資季	七十五番	高定・為教
	為氏・寂西	良教・公雄	四十二番	為氏・寂西	五十八番	良教・公雄	七十四番	為氏・寂西
	雅忠・長雅	通成・通雅	四十一番	雅忠・長雅	五十七番	通成・通雅	七十三番	雅忠・長雅
	通成・通雅	雅忠・長雅	四十番	通成・通雅	五十六番	雅忠・長雅	七十二番	通成・通雅
	良教・公雄	為氏・寂西	三十九番	良教・公雄	五十五番	為氏・寂西	七十一番	良教・公雄
	隆親・資季	高定・為教	三十八番	隆親・資季	五十四番	高定・為教	七十番	隆親・資季
	基家・承明門院小宰相	资平・実伊	三十七番	基家・承明門院小宰相	五十三番	资平・実伊	六十九番	基家・承明門院小宰相
	基平・中納言	行家・真観	三十六番	基平・中納言	五十二番	行家・真観	六十八番	基平・中納言
	良実・式乾門院御匣	雅言・忠継	三十五番	良実・式乾門院御匣	五十一番	雅言・忠継	六十七番	良実・式乾門院御匣
	実経・公相	具氏・隆博	三十四番	实経・公相	五十番	具氏・隆博	六十六番	实経・公相
	後嵯峨院・融寛	後嵯峨院・融寛	三十三番	後嵯峨院・融寛	四十九番	具氏・隆博	六十五番	後嵯峨院・融寛

【図】

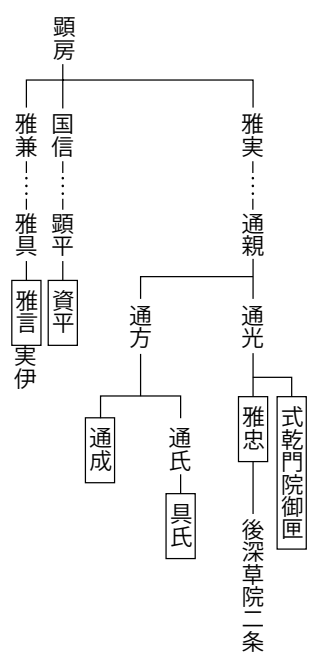




【師実流藤原家】



【村上源氏】



四条隆衡 — 隆親